

答 申 書

香芝市長 福岡 憲宏 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会
会長 金谷 重樹

令和 2 年 4 月 8 日付け「香秘第〇号」で諮問のありました事案について下記
のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件処分のうち不開示とした部分を取り消すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人に対し、令和 2 年 3 月 1 9 日付け「香秘第〇〇〇
〇〇号」でした部分開示決定のうち、不開示とした部分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が香芝市長(以下「市長」という。)に対し、
香芝市情報公開条例に基づいて、「市長交際費の項目『参加費』の明
細 平成 3 0 年度と平成 3 1 年度」の開示を請求したところ、市長が、
参加費と題する行政文書(以下「本件行政文書」という。)の摘要欄
及び相手方欄に記録されている情報を不開示とする部分開示決定(以
下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査
法に基づき、本件処分のうち、不開示とした部分の取消しを求めるも
のである。

2 前提事実等

(1) 条例第 7 条柱書は「実施機関は、開示の請求があったときは、
開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示
情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示
請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定

め、第4号で「実施機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査、研究、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業（将来の同種の事務又は事業を含む。）の目的が損なわれるおそれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を掲げている。

(2) 本件行政文書の摘要欄には市長が参加した会合の名称、そして相手方欄には当該会合の主催者名が記録されている。

(3) 市長は、本件処分において不開示とした情報は条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当するとする。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

市長が本件処分において不開示とした情報が条例第7条第4号の定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

ア 交際事務は、相手方との間の信頼関係及び友好関係の維持増進を目的として行われるものであり、不特定多数に相手方の氏名等の公表・披露が当然予定されているような場合等は別として、相手方を識別し得るような文書の公開によって、相手方の氏名等が明らかにされることになれば、相手方に不快、不信の感情をいだかせることになりかねない。

また、一般に交際費の支出の要否、参加の要否等については、市の相手方との関わり等を斟酌して個別に決定されるという性質を有するものであり、会に参加予定であったとしても、急な予定変更などにより欠席となることも考えられ、相手方を識別し得るような文書の公開がされることにより、不快、不信の念を交際の相手方のみならず、他の交際の相手方にもいだかせることが予測される。

このような事態は、交際の相手方との間の信頼関係あるいは友好関係を損なうおそれがあり、交際自体の目的に反し、ひいては交際事務の目的が達成できなくなるおそれがあるというべきである。

こうしたことから本件処分において不開示とした情報が条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えることは妥当である。

イ 本件と同様の事案に対する答申である平成15年6月3日付け香情審第〇号も上記の判断をしていることから、本件処分も妥当と認識し

ている。

(審査請求人)

ア 市民から徴収された税金の使い道として、それを市民が知ることができないという事については承服しかねる。現代の市民感覚からすれば、税金の使い道は、最後の一円まで明確に公開されるべきものであると考えるのが当然であり、今回の決定は市民感覚から大きくかけ離れている。

イ 一部を開示しない理由として、条例第7条第4号「実施機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査、研究、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業（将来の同種の事務又は事業を含む。）の目的が損なわれるおそれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとされているが、交際費の内の項目「参加費」に含まれる支出が、上記第7条第4号に該当するとは到底考えられない。「参加費」が一体何の「監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査、研究、人事その他の事務又は事業に関する情報」なのか、「参加費」を公開することでどのような支障が発生するのか、全く理解できず、当該条例の適用は誤っていると考えられる。

ウ 市民の方々から、「市長になったら税金で飲み食いできるのか」や、「市長交際費から政治資金(政治資金パーティーの参加費として)にお金が行っている」などという批判や疑念の声が出ている中、それらの批判や疑念を晴らすためにも項目「参加費」の公開は必要であると思われる。

第4 当審査会の判断

1 本件行政文書の摘要欄に記録されている市長が参加した会合の名称のうち平成31年度分については、令和2年4月27日以降、香芝市のホームページ上で交際費の月次別執行状況として一般に公開されている。

そうすると、市長が参加した会合の名称のうちの平成31年度分については、本件処分が行われた令和2年3月19日の時点において、条例が定める不開示情報に該当したかどうかは別として、上記令和2年4月27日以降は条例が定める不開示情報に該当しないといわなければならない。

また、市長が参加した会合の名称のうちの平成30年度分についても、それが平成31年度分とほぼ同一内容であることからすれば、それらについて平成31年度分と別異に解すべき合理的理由はない。

2 本件行政文書の相手方欄には当該各会合の主催者名が記録されているが、

それら各主催者名は、会合の名称が公開されれば容易に予測され得るものであり、しかもそれらが公的機関又は公共的組織の代表者等として一般に公にされていることからすれば、その公開が当該主催者に不快、不信の念を抱かせ、その後の市長の交際事務に支障を生じさせる結果となると解することはできない。

以上のおりであるから当審査会は「審査会の結論」のおり答申する。